

ワンストップ特例を申請する皆様へ

1 ワンストップ特例制度とは

ふるさと納税を行った方のうち一定の要件を満たす方が、寄附先自治体に対し申請を行うことで、確定申告をしなくても寄付金控除が受けられる仕組みです。

2 ワンストップ特例制度が適用される方

以下、全ての条件を満たす方が対象となります。

☐会社員等の給与所得者で、年収が2千万円以下の方

☐医療費控除などにより確定申告の必要がない方

☐ふるさと納税を行う自治体の数が、前橋市を含め5団体以内

3 ワンストップ特例制度を受けるには

(1)提出する書類【**必要事項を記入し、以下3点を裏面の送付先までご返送ください。**】

☐寄附金税額控除に係る申告特例申請書(押印必須)

☐個人番号確認の書類(①)

☐本人確認の書類(②)

※申請書の提出後に、住所・氏名などに変更があった場合は、「申告特例申請事項変更届出書」を提出してください。

(2)提出期限 **寄附をした翌年の1月10日(必着)**

申告特例申請書と一緒に、以下①②のご返送をお願いします。

	「個人番号カード」 を持っている人	「通知カード」 を持っている人	「個人番号カード」 「通知カード」 のどちらも無い人
①個人番号確認の書類	個人番号カード(裏面)のコピー	通知カードのコピー	個人番号が記載された 住民票のコピー
②本人確認の書類	個人番号カード(表面)のコピー	以下いずれか1点のコピー ・運転免許証・運転経歴証明書 ・旅券(パスポート)・身体障害者手帳 ・在留カード・特別永住者証明書 ・精神障害者保健福祉手帳	以下いずれか1点のコピー ・運転免許証・運転経歴証明書 ・旅券(パスポート)・身体障害者手帳 ・在留カード・特別永住者証明書 ・精神障害者保健福祉手帳
		* 写真、氏名、住所、生年月日が確認できるようにコピーをお願いします。 * 記載事項に変更がある場合は、裏面もご送付ください。	

上記の内容をご確認のうえ、こちらに①②(計2点)を貼付してください。

①個人番号確認の書類	②本人確認の書類
------------	----------



〒371-8601

群馬県前橋市大手町2丁目12番1号

前橋市役所 広報ブランド戦略課 ふるさと納税担当

電話番号 027-898-6641

「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」の送付先・問合せ先

* 切り取って宛先としてご利用いただけます

平成30年寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書
道府県民税

平成 年 月 日	群馬県前橋市長 殿	整理番号	12345
住所	〒12番1号	フリガナ	マエバシ タロウ
		氏名	前橋 太朗 印
		個人番号	男
電話番号	027-89		昭和30年12月22日

提出日を記入します。

個人番号（マイナンバー）を記入し、
押印します。

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

（注1） 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

（注2） 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
平成30年4月1日	10,000 円

2. 申告の特例の適用

申告の特例の適用を受ける場合、
①及び②に該当する場合、それぞれ「☐」にチェックしてください。

確定申告及び住民税申告が不要（寄附金控除額は除く）
の方は、チェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である



（注） 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- (1) 地方団体に対する寄附金を支出し、
申告書を提出する者であること。
(2) 地方団体に対する寄附金について、当該寄附金
申告書の提出（当該申告書の提出が
必要である場合に限る。）

ワンストップ特例制度で寄附をする市町村の数が、
年間5市町村以下の場合は、チェックをしてください。

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である



（注） 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の
1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の数の数が5以下で
あると見込まれる者をいいます。

第五十五号の五様式（附則第二条の四関係）